

山口市小郡屋内プール指定管理者募集要項

山口市小郡屋内プールの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

（1）名称

山口市小郡屋内プール

（2）所在地

山口市小郡下郷 221 番地 4

（3）施設の設置目的等

この施設は、市民の心身の健康増進及びスポーツの普及振興を図ることを目的として設置しています。

（4）開館時間等

① 開館時間

4月から5月まで及び10月から翌年3月まで 午後1時から午後9時まで

6月から9月まで 午前10時から午後9時まで

② 休館日

月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び12月28日から翌年の1月4日まで

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

- （1）利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し等及び原状回復の義務に関すること。
- （2）利用料金の徴収、利用料金の減免及び還付その他利用料金に関すること。
- （3）施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
- （4）その他運営に関して市長が必要と認めること。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当ないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- （1）市内に事務所又は事業所等を有すること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (7) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (8) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録を受けている又は登録を受ける予定の団体であること。

5 募集日程

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和6年8月1日（木）～9月20日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- ② 配布場所 山口市交流創造部 スポーツ交流課
(山口市亀山町2番1号 山口総合支所3階)
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市ウェブサイトに掲載しています。

(2) 現地説明会の実施

- ① 開催日時 令和6年8月19日（月） 午前10時～
- ② 開催場所 山口市小郡屋内プール
※当日は午前9時50分までに山口市小郡屋内プール受付に集合してください。
- ③ 参加申込方法
令和6年8月9日（金）正午までに参加申込書（様式第8号）を山口市交流創造部スポーツ交流課へ提出してください。
(FAX可 083-934-2665)

説明会へは、可能な限り御参加いただくようお願いします。なお、参加されない場合、現地説明会での説明内容について質問をされても回答できませんので、あらかじめ御了承ください。

- ④ その他 現地説明会では、質問を受け付けませんので、質問がある場合は以下の要領でお願いします。

(3) 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和6年8月20日（火）～8月27日（火）まで
(最終日は午後5時まで)
- ② 受付方法 質問書（様式第7号）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 083-934-2665 E-mail sports@city.yamaguchi.lg.jp
- ③ 回答方法 随時、市ウェブサイトで回答します。個別には行いませんので、応募者で必ず御確認ください。

(4) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和6年9月2日（月）～9月20日（金）
最終日は、午後5時15分までに必着のこと。

- ② 提出場所 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市交流創造部 スポーツ交流課
電話 083-934-2875

③ 提出書類

ア 指定申請書（様式第1号）

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。

- ・共同企業体協定書（様式第2号）
- ・委任状（様式第3号）

イ 事業計画書（様式第4号）

ウ 収支予算書（様式第5号-1）及び自主事業一覧表（様式第5号-2）

エ 定款、寄付行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

オ 法人には、当該法人の登記簿謄本

カ 本市、山口県及び国に滞納のないことの証明

※国に滞納のないことの証明は、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用の証明書の提出であること。

キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者においては、その実績が分かる書類

ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

コ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿（様式第6号）（暴力団排除に係る資格審査のため）

サ その他市長が必要と認める書類

シ 障害者雇用状況報告書の写し又は障害者を雇用していることが分かる書類（障害者を雇用していない団体は除く）

- ス ISO認証証明書又はエコアクション21認証・登録証の写し（取得している団体に限る）
- セ やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し（取得している団体に限る）
- ソ 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の写し（常時雇用する労働者の数が100人以下で当該計画を厚生労働大臣に届け出ている団体に限る）
- タ くるみん認定又はえるぼし認定通知書の写し（取得している団体に限る）
- ④ 提出部数 正本1部及び副本（正本のコピー）10部提出してください。
- ※各部とも上記③の順で整えて並べて、インデックスを貼ってください。
- ※原則A4縦型とし、ファイルに綴じて提出ください。
- ※ファイルの表紙及び背表紙に「山口市小郡屋内プール指定管理者申請書」及び団体名を明記してください。
- ⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることができます。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

6 選定方法

交流創造部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の審査基準に沿って採点し、必要最低限の選定基準（総計得点が総配点合計の6割以上）を満たした上で、委員ごとに審査基準と加点基準の得点を合計した結果、最も高い採点をした委員の人数が多い団体（複数ある場合は、そのうち審査基準と加点基準の合計得点が最も高い団体。合計得点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した団体）を、指定管理者候補者として選定します。

○審査基準・審査項目

【審査項目】	【審査内容】				
1 利用者の公平性・平等性の確保（5点）	<p>①公の施設を運営するにあたっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。 ・施設利用者に対する平等性を図れる方策が具体的に提案されているか。 ・障がいのある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。 				
2 施設の効用の最大限の発揮（25点）	<table border="1"> <tr> <td>①施設の運営方針</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。 </td></tr> <tr> <td>②利用促進に向けた</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加を図るための具体的手法は適切か </td></tr> </table>	①施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。 	②利用促進に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加を図るための具体的手法は適切か
①施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。 				
②利用促進に向けた	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加を図るための具体的手法は適切か 				

方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進のための方策が提案されているか。
③自主事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある自主事業の展開が提案されているか。 ・自主事業の考え方、内容は適切か。
④利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズの把握に努める意欲があり、具体的な手法が提案されているか。 ・サービス向上のための具体的な手法が提案されているか。 ・その応対方法が具体的に提案されているか。
⑤苦情対応のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。 ・その応対方法が具体的に提案されており、実現可能であるか。
3 利用者の安心・安全確保（30点）	
①遊泳時における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保について適切な方策が提案されているか。 ・監視員が適切に配置されているか。 ・傷病事故等発生時に迅速に対応できる体制が整えられているか。 ・その方法が具体的に提案されており、実現可能であるか。
②衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・水質等の衛生管理方法が提案され、それが行える人員の確保が計画されているか。 ・感染予防等の観点から、施設が常に安全・清潔に保たれるような措置が提案されているか。
③危機管理・安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。 ・事故・災害等発生に対応できるよう具体的な自主訓練が提案されているか。
④個人情報の取扱いの方針及び具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護について十分な配慮があり必要な措置を講ずる提案とされているか。
4 経費の縮減（20点）	
①施設維持管理のための方策	<p>施設維持管理のための具体的な手法は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理、施設管理、備品管理、植物管理
②施設修繕に対する方針及び対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設修繕に対する方針は適切か。
③効率的・経済的な施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。
④指定管理料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料提案額と予定額の比較

5 管理を安定して行う人的、財政的基盤（15点）	
①適切に行える職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に適した職員の配置がされており、業務を円滑に遂行できる職務分担が提案されているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。
②職員の指導育成・研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の取組が計画されているか。
③安定した管理を行うための財政的基盤と収支予算書の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況、経営基盤は健全であるか。 ・収支計画は適正に見積もられているか。また、その収支計画は実現可能か。
6 市の施策への貢献度（5点）	
①地域団体等との連携並びに市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化への熱意が感じられる団体であるか。 ・地域団体等との連携・協働を行っているか。 ・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。 ・市の環境施策を踏まえた方針や、その他環境配慮への活動が提案されているか。

※ () 内は配点

○加点基準（共同企業体の場合は、すべての者が満たしていること。）

<障害者雇用>

障害者雇用率が次の場合は加点

i 民間企業

- | | | |
|------------|-----------|----|
| 2. 5 %を超えて | 3. 75 %未満 | 1点 |
| 3. 75 %以上 | | 2点 |

ii 公庫・公団等の特殊法人等

- | | | |
|-----------|----------|----|
| 2. 8 %超えて | 4. 2 %未満 | 1点 |
| 4. 2 %以上 | | 2点 |

<環境問題への配慮>

I S O 1 4 0 0 1若しくはI S O 1 4 0 0 5又はエコアクション21を取得している場合は1点

<男女共同参画>

以下の要件を満たしている場合は加点

i やまぐち男女共同参画推進事業者に登録されている場合は1点

ii 常時雇用する労働者の数が100人以下の団体

次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律いづれかに基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出ている場合は1点

iii 常時雇用する労働者の数が101人以上の団体

次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づ

く、くるみん認定若しくはえるぼし認定を受けている場合は1点

7 申請に要する経費及び留意事項

- (1) 申請に要する経費は全て申請者の負担とします。
- (2) 申請に当たって提出した書類の内容の変更及び差し替えは、軽微な誤りの修正を除き認めません。

8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

9 ヒアリング

令和6年10月上旬から中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市ウェブサイトで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

11 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和6年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。

議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

12 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及

び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

13 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。
また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。
- (4) 収支予算書の作成に当たっての消費税率は、現行の税率（10%）で作成してください。
- (5) 選定のための審査は、事業計画書（様式第4号）の各項目内に記載された内容で審査します。該当項目外に記載された内容、様式の項目の加除または順番を変更された場合は評価しませんので注意してください。なお、事業計画書にはページを付してください。

14 添付書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
共同企業体協定書（様式第2号）
委任状（様式第3号）
- (2) 事業計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書及び記載要領（様式第5号-1）並びに自主事業一覧表（様式第5号-2）
- (4) 誓約書及び役員等一覧名簿（様式第6号）
- (5) 質問書（様式第7号）
- (6) 現地説明会参加申込書（様式第8号）
- (7) 山口市小郡屋内プール指定管理者仕様書

問い合わせ先

山口市交流創造部スポーツ交流課

電話 083-934-2875

FAX 083-934-2665

E-mail sports@city.yamaguchi.lg.jp